

平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて（改訂版）（案）【概要版】

1 改訂に至った経緯（P1）

- 平成24年10月に策定した「平塚市幼保一元化に関する検討会 中間報告」（以下「中間報告」という。）を踏まえ、平成29年2月に策定した「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて」（以下「見直し」という。）では、公立園を8園体制とすることとした。
- 市全体の子育てサービスの維持・向上を図るためには、少子化が進展する中においても民間事業者の経営の安定性を確保しつつ、公立園の再編を進める必要があることから「見直し」を改訂することとした。

2 本市の現状（P1）

- 「中間報告」や「見直し」を策定した時点と比べ、少子化は加速し、幼稚園の園児数だけでなく保育所等入所希望者数が減少しており、状況が変化していることから、公立園が担う役割と存続する園を整理し、各園の方向性を示す必要がある。

3 公立園の役割（P2）

- 公立園は、民間園とともに障がい児など配慮を要する子ども（以下「要配慮児」という。）を受け入れる。ただし、民間園では受入れが困難な場合は、公立園がセーフティネットとなる必要がある。
- 市全体の子育てサービスの質の向上や、民間園が要配慮児を積極的に受け入れることができるよう検討する。
- 市内の民間園が安定的に運営できるよう、公立園の定員を調整するなど民間事業者を支援する。
- これらのことから、市は、一定の公立園を存続する必要がある。

4 改訂の考え方（P3）

（1）公立保育所等

- 市域を4つのエリアに区分けし、1エリアに1園の公立保育所等を置く。
（神田保育園、しらさぎ保育園、港こども園、土沢地区に新たに整備する認定こども園）
- その他の公立保育所は老朽化、保育所需要などを踏まえ、民営化、統合や廃園等を検討する。
（若草保育園※、大神保育園※、夕陽ヶ丘保育園、南原保育園 ※当面は公設公営として存続）
- 民営化が困難な場合は、地域の保育機能を維持するため、公設公営としての存続を検討する。
（土沢地区に新たに整備する認定こども園）

（2）公立幼稚園

- 土屋幼稚園は、吉沢保育園と統合し認定こども園化した上で、公設公営として存続する。
- ひばり幼稚園は、老朽化、幼稚園需要などを踏まえ、民営化、統合や廃園を検討する。

5 各園の方向性（P4～P5）

	園数		見直す園		公設公営として残る園
	改訂前	⇒ 改訂後	民営化	公営化	
保育所	6	⇒ 4	夕陽ヶ丘、南原	吉沢	神田、しらさぎ、若草（当面）、大神（当面）
幼稚園	1	⇒ 0	ひばり	土屋	
認定こども園	1	⇒ 2	—	—	港、土沢地区に新たに整備する園
合計	8	⇒ 6	—	—	—

6 取組の推進（P5）

- 統合や民営化をする公立園については、今回の改訂で示す各園の方向性に基づき、令和6年度を初年度として策定する次期行財政改革計画に取組を位置付け推進することとし、その計画期間内に着手する。